

平成 29 年 1 月 6 日
独立行政法人日本学術振興会

本会海外特別研究員の不適切な行為について

1. 概要

本会海外特別研究員採用者が捏造したデータに基づき論文を投稿し、出版社によって掲載を拒否されていたことが明らかとなりました。当該論文は結果的に出版に至らなかったものの、このことは海外特別研究員の遵守事項に反する不適切な行為です。

本会は、受入研究機関及び本人への確認によりこのことが事実であることを把握したことから、本会規程に基づき、以下の処分を行いました。

2. 処分内容

平成 28 年 11 月 4 日付で海外特別研究員の採用取り消し及びそれに伴う支給済経費の全額返還要求を本人に通知し、11 月 14 日付で全額返還済。

3. 再発防止策

本会では、配分機関として研究倫理教育の普及・定着や高度化などを行ってきたところではありますが、この度の事態を重く受け止め、関連規程の整備とともに、派遣開始前に改めて研究倫理教育の徹底を図ることにより再発防止に努めて参ります。

問合せ先：日本学術振興会人材育成事業部海外派遣事業課

電話：03-3263-0925

E-mail：kaitoku-o@jsps.go.jp